

奈良労働局発表
令和2年11月9日

【照会先】
職業安定部職業対策課
課長 平 久一
外国人雇用対策担当官 東林 勝美
電話 0742-32-0209（内線 279）

報道関係者 各位

11／1（日）～11／30（月）

11月は「外国人労働者問題啓発月間」です

守ろう雇用、誰もが活躍

～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、外国人労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図るための周知・啓発活動を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、今年度は11月に実施します。

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

以下の内容を御理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

【資料2】ポスター「外国人労働者問題啓発月間」

【資料3】パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」

【資料4】リーフレット「外国人を雇用する事業主の皆様へ 不法就労防止にご協力ください」

【資料5】リーフレット「外国人雇用状況届出はインターネットで、いつでも申請できます！」

【資料6】リーフレット「外国人労働者の職場定着のための助成金を活用しませんか？」

11月は「外国人労働者問題啓発月間」

「守ろう雇用、誰もが活躍」

外国人雇用はルールを守って適正に



**外国人を雇っている事業主の皆さん、
守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックしてみましょう**

- ☒ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☒ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☒ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☒ 安易な解雇はしていませんか？
- ☒ 外国人の雇い入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

令和2年11月版

(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

1 雇入れ・離職時の届出

P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があります。そのため、不法就労の防止につながります。

2 適切な雇用管理

P9～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

在留資格一覧表	・・・	P16
外国人の雇用に関する参考情報	・・・	P17
外国人の雇用に関するQ&A	・・・	P18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	・・・	P18
関係機関のお問い合わせ先	・・・	P19
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	・・・	P20



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL021102外01

1

外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

① 雇用保険の被保険者となる外国人について届け出る場合

→ P.3～P.4をご確認ください。

② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届け出る場合

→ P.5をご確認ください。

●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)又は指定書などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

→ P.7をご確認ください。

● 届出の方法について ①-1 《雇用保険被保険者資格取得届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）	
●届出事項	①氏名 ②在留資格※ ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（P.6参照） ⑨雇入れに係る事業所の名称及び所在地など、取得届に記載が必要な事項 ※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ）
●届出方法	「17」～「23」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったこととなります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。 （雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です）
●届出期限	雇用保険被保険者資格取得届の提出期限と同様です。

<「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）>

様式第2号（第9条関係）
雇用保険被保険者資格取得届

（必ず第2面の注意事項を記入してから記入してください。）

1. 個人番号
2. 被保険者番号
3. 取得区分
4. 被保険者氏名
フリガナ（カタカナ）
5. 変更後の氏名
フリガナ（カタカナ）
6. 性別
7. 生年月日
8. 事業所番号
9. 被保険者となったこと
の理由
10. 賃金（支払の総額＝賃金月額：単位千円）
11. 資格取得年月日
12. 雇用形態
13. 職種
14. 就業経路
15. 1週間の所定労働時間
16. 契約期間の
定め
17. 被保険者氏名（ローマ字）
（アルファベット大文字で記入してください。）
18. 在留カードの番号
19. 在留
期間
20. 資格外活動
の許可の有無
21. 派遣・請負
22. 国籍・地域
23. 在留資格
24. 取得時被保険者種類
25. 番号複数取得チェック不要
26. 国籍・地域コード
27. 在留資格コード
28. 事業所名称
29. 事業所住所
30. 事業主氏名
31. 電話番号
32. 社会保険
33. 雇用保険
34. 労働者
35. 労働者
36. 労働者
37. 労働者
38. 労働者
39. 労働者
40. 労働者
41. 労働者
42. 労働者
43. 労働者
44. 労働者
45. 労働者
46. 労働者
47. 労働者
48. 労働者
49. 労働者
50. 労働者
51. 労働者
52. 労働者
53. 労働者
54. 労働者
55. 労働者
56. 労働者
57. 労働者
58. 労働者
59. 労働者
60. 労働者
61. 労働者
62. 労働者
63. 労働者
64. 労働者
65. 労働者
66. 労働者
67. 労働者
68. 労働者
69. 労働者
70. 労働者
71. 労働者
72. 労働者
73. 労働者
74. 労働者
75. 労働者
76. 労働者
77. 労働者
78. 労働者
79. 労働者
80. 労働者
81. 労働者
82. 労働者
83. 労働者
84. 労働者
85. 労働者
86. 労働者
87. 労働者
88. 労働者
89. 労働者
90. 労働者
91. 労働者
92. 労働者
93. 労働者
94. 労働者
95. 労働者
96. 労働者
97. 労働者
98. 労働者
99. 労働者
100. 労働者

◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄

すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。

- ・電子届出によって届出済
- ・様式第3号によって届出済
- ・在留資格変更申請中

「23.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたおりの内容を記入してください。

在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能 1号（介護） ●特定技能 1号（ビルクリーニング） ●特定技能 1号（素形材産業） ●特定技能 1号（産業機械製造業） ●特定技能 1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能 1号（建設） ●特定技能 1号（造船・舶用工業） ●特定技能 1号（自動車整備） | <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能 1号（航空） ●特定技能 1号（宿泊） ●特定技能 1号（農業） ●特定技能 1号（漁業） ●特定技能 1号（飲食品製造業） ●特定技能 1号（外食業） ●特定技能 2号（建設） ●特定技能 2号（造船・舶用工業） |
|---|--|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） | <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業生） ●特定活動（その他） |
|---|---|

● 届出の方法について ①-2 《雇用保険被保険者資格喪失届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦在留カード番号（P.6参照） ⑧離職に係る事業所の名称及び所在地など、喪失届に記載が必要な事項
●届出方法	表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「19」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方 （特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）
●届出先	<u>雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。</u> （雇用保険被保険者資格喪失届を届け出るハローワークと同様です）
●届出期限	<u>雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です。</u>

＜「雇用保険被保険者資格喪失届」の様式（様式第4号）＞

表 面

様式第4号（第7条関係）（第1面）
標準
字体

雇用保険被保険者資格喪失届

0123456789

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別

15103

1. 被保険者番号

2. 事業所番号

3. 資格取得年月日

4. 離職年月日（元号 4 平成 5 令和）

5. 喪失原因

1 離職以外の理由

2 31日以内の離職

6. 離職票交付希望

1 有

2 無

7. 1週間の所定労働時間

8. 補充採用予定の有無

1 有

2 空白

3 無

9. 新氏名

フリガナ（カタカナ）

10. 個人番号

被保険者氏名

性別

生年月日

取得時被保険者種類

転勤年月日

資格安定所番号

雇用形態

住所欄

被保険者の住所又は居所

被保険者の住所又は居所

者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

記名押印又は署名

印

（この用紙は、このまま機械で処理しますのすべからず、必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

「19.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- 特定技能1号 (介護)
- 特定技能1号 (ビルクリーニング)
- 特定技能1号 (素形材産業)
- 特定技能1号 (産業機械製造業)
- 特定技能1号 (電気・電子情報関連産業)
- 特定技能1号 (建設)
- 特定技能1号 (造船・舶用工業)
- 特定技能1号 (自動車整備)
- 特定技能1号 (航空)
- 特定技能1号 (宿泊)
- 特定技能1号 (農業)
- 特定技能1号 (漁業)
- 特定技能1号 (食料品製造業)
- 特定技能1号 (外食業)
- 特定技能2号 (建設)
- 特定技能2号 (造船・舶用工業)

裏面

様式第4号（第7条関係）（第2面）
雇用保険被保険者資格喪失届

14～19欄

14欄から19欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

14. 被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）〔アルファベット大文字で記入してください。〕 	15. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字） 	16. 在留期間
18. 国籍・地域 	19. 在留資格 	17. 派遣・請負就労区分 () () ① 派遣、請負事業主として受託して仕事をする場合 就業していた場合は「労働者」とし、「派遣」を記載する。 ② に該当しない場合

国連標準時区：〒 _____ 都道府県 _____ 市町村 _____ 番地 _____ 電話通話 年 ____ 月 ____ 日

注　意

- (1) □□□□と表示された枠に必ず「記入済」というように記入する文字は、先発式文字認識装置（OCR）で自動検知を行うので、この欄には汚したり、書き直しや折り曲げたりしないこと。
- (2) 勤務すべき事柄のない曜日は記入内容は空欄のままとし、事項を選択する場合に当該番号を記入し、空白のついで曜日は記入には記載しないこと。
- (3) 既述の内容とは異なる内容があるときは、その内容を明記すること。

- 特定活動 (EPA)
- 特定活動 (高度学術研究活動)
- 特定活動 (高度専門・技術活動)
- 特定活動 (高度経営・管理活動)
- 特定活動 (高度人材の就労配偶者)
- 特定活動 (建設分野)
- 特定活動 (造船分野)
- 特定活動 (外国人調理師)
- 特定活動 (ハラル牛肉生産)
- 特定活動 (製造分野)
- 特定活動 (家事支援)
- 特定活動 (就職活動)
- 特定活動 (農業)
- 特定活動 (日系4世)
- 特定活動 (本邦大学卒業者)
- 特定活動 (その他)

「14.被保険者氏名（ローマ字）」欄
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄
すでに電子届出によって届出済みの場合、
在留資格変更申請中の場合に記入してください。

- ・電子届出によって届出済
- ・在留資格変更申請中

● 届出の方法について ② 《外国人雇用状況届出書〈様式第3号〉》

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合（雇入れ時・離職時）

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（P.6参照） ⑨雇入れ又は離職年月日 ⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。
●届出方法	外国人雇用状況届出書（様式第3号）に、上記①～⑩の届出事項を記載して届けてください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html
●届出先	当該外国人が勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届けてください。
●届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

●外国人雇用状況届出書の見本

「①外国人の氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「②①の者の在留資格」欄

在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
また、在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備） ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業） | <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業生） ●特定活動（その他） |
|---|--|

「⑦①の者の資格外活動許可の有無」欄

在留資格「留学」など資格外活動許可を受けるべき者である場合に記入してください。

「雇入れ年月日・離職年月日」欄

届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

「雇入れ又は離職に係る事業所」欄

外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。

なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。

「主たる事務所」欄

「雇入れ又は離職に係る事業所」が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

届出事項を記入

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ
離 職 に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名（ローマ字）			
②①の者の在留資格	③①の者の在留期間（期限）（西暦）	年 月 日 まで	
④①の者の生年月日（西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域	⑦①の者の資格外活動許可の有無		1 有 ・ 2 無
⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）			
雇入れ年月日（西暦）	年 月 日	離職年月日（西暦）	年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

雇入れ又は離職に係る事業所 雇用保険適用事業所番号

事業所の名称、所在地、電話番号等 (名称) (所在地) T E L

事業主 主たる事務所 (名称) (所在地) T E L

氏名 (印)

社会保険 労働 労務 士 記 載 欄 作成年月日・届出代行書・事務代理者の表示 氏名

派遣・請負労働者に係る届出の場合

派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

請負業者に雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

● 在留カード番号の届出について

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、**在留カード番号**の記載が必要となります。

雇用保険の被保険者となるか否かによって、届出方法が異なりますので、以下をご確認ください。

雇用保険の被保険者となる外国人の場合

様式第2号（第6条関係）
雇用保険被保険者資格取得届

様式第4号（第7条関係）（第2面）
雇用保険被保険者資格喪失届

15. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

◆ 在留カード番号の記載欄

在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記載する。



- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届の在留カード番号記載欄に、在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出してください。
- インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」をする場合も同様です。

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合

様式第3号（第10条関係）（表面）
雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書

⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）



- 外国人雇用状況届出書（様式第3号）の在留カード番号記載欄に、在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出してください。

● 経過措置について

令和2年2月29日以前の雇入れまたは離職に関する届出については、経過措置として、令和2年3月1日以降も在留カード番号欄のない届出様式で申請ができます。

● 届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届け出の必要はありません。

届出事項の記載方法

①	氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、 必ず本名 を記入してください。 在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。				
②	在留資格	在留カードの②「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。 在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で、それぞれ確認し、以下のいずれかを記入してください。 <table><tr><td> ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備） </td><td> ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業） </td></tr><tr><td> ●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） </td><td> ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業者） ●特定活動（その他） </td></tr></table>	●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備）	●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）	●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師）	●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業者） ●特定活動（その他）
●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備）	●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）					
●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師）	●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業者） ●特定活動（その他）					
③	在留期間	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。				
④ ⑤ ⑥	生年月日 性別 国籍・地域	在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。				
⑦	資格外活動許可の有無	資格外活動許可を受けて就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。				
⑧	在留カード番号	在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記入してください。				

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）

在留カード例（裏面）

※1 上陸許可証印

※2 指定書

※3 資格外活動許可書

※4 資格外活動許可証印

「在留カード」について

在留カードは、中長期在留者（※5）に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

出入国在留管理庁ホームページ上で、在留カード等番号が失効していないか確認することができます。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



インターネットによる届出について

●インターネットでも外国人雇用状況届出の申請（電子届出）を行うことができます。

「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方へのサービスのご案内」>「外国人雇用状況届出について」>「申請・届出手続きのご案内」>「外国人雇用状況届出」から利用することができます。

このバナーが目印です



※これまでに「雇用保険被保険者資格取得届・喪失届」又は「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザID及びパスワードを取得することはできません。インターネットへの届出に変更される場合は、お手数ですが、届出を行ったハローワークまでお問い合わせください。

2

外国人労働者の雇用管理の改善は 事業主の努力義務です

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための指針

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

◆ 指針の主な内容 ◆

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましょう。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

◆ 指針の基本的な考え方 ◆

事業主は外国人労働者について、

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

●外国人労働者の募集及び採用の適正化

1 募 集	・ 募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用等について、書面の交付等により明示すること。【※】 ・ 特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航・帰国費用の負担や住居の確保等、募集条件の詳細について、あらかじめ明確にしよう努めること。 ・ 外国人労働者のあっせんを受ける場合、許可又は届出のある職業紹介事業者より受けるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けないこと。なお、職業紹介事業者が違約金又は保証金を労働者から徴収することは職業安定法違反であること。 ・ 国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合、違約金又は保証金の徴収等を行う者を取次機関として利用する職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと。 ・ 職業紹介事業者に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。 ・ 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】
2 採 用	・ 採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。 ・ 在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めること。

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●適正な労働条件の確保

1 均等待遇	労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。
2 労働条件の明示	労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、書面の交付等により明示すること。その際、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【※】
3 賃金の支払い	- 最低賃金額以上の賃金を支払うとともに、基本給、割増賃金等の賃金を全額支払うこと。 - 居住費等を賃金から控除等する場合、労使協定が必要であること。また、控除額は実費を勘案し、不当な額とならないようにすること。
4 適正な労働時間の管理等	- 法定労働時間の遵守等、適正な労働時間の管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めること。 - 労働時間の状況の把握に当たっては、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法によるものとする。 - 労働基準法等の定めるところにより、年次有給休暇を与えるとともに、時季指定により与える場合には、外国人労働者の意見を聴き、尊重するよう努めること。
5 労働基準法等の周知	労働基準法等の定めるところにより、その内容、就業規則、労使協定等について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。
6 労働者名簿等の調整	労働者名簿、賃金台帳及び年次有給休暇簿を調整すること。
7 金品の返還等	外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。
8 寄宿舍	事業附属寄宿舍に寄宿させる場合、労働者の健康の保持等に必要な措置を講ずること。
9 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保 (令和2年4月1日から適用)	- 外国人労働者についても、短時間・有期雇用労働法又は労働者派遣法に定める、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や差別的取扱いの禁止に関する規定を遵守すること。 - 外国人労働者から求めがあった場合、通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明すること。【※】

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●安全衛生の確保

1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。【※】
2 労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
3 労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
4 健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより、健康診断、面接指導、ストレスチェックを実施すること。
5 健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等による健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
6 母性保護等に関する措置の実施	女性である外国人労働者に対し、産前産後休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講ずること。
7 労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

●労働・社会保険の適用等

1 制度の周知及び必要な手続きの履行等	- 労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人労働者が理解できる方法により周知に努めるとともに、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとること。 - 外国人労働者が離職した際、被保険者証を回収するとともに、国民健康保険及び国民年金の加入手続が必要になる場合はその旨を教示するよう努めること。 - 健康保険及び厚生年金保険が適用にならない事業所においては、国民健康保険・国民年金の加入手続について必要な支援を行うよう努めること。 - 労働保険の適用が任意の事業所においては、外国人労働者を含む労働者の希望等に応じ、労働保険の加入の申請を行うこと。
---------------------	---

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

2 保険給付の請求等についての援助	- 外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。 - 労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者やその家族等からの相談に応ずることとともに、必要な援助を行うよう努めること。 - 外国人労働者が病気、負傷等（労働災害によるものを除く）のため就業することができない場合には、健康保険の傷病手当金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 - 傷病によって障害の状態になったときは、障害年金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 - 公的年金の加入期間が6ヵ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨や、請求を検討する際の留意事項について説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。
●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	
1 適切な人事管理	- 外国人労働者が円滑に職場に適應できるよう、社内規程等の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。 - 職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保等、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境の整備に努めること。
2 生活支援	- 日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行うとともに、地域社会における行事や活動に参加する機会を設けるように努めること。 - 居住地周辺の行政機関等に関する各種情報の提供や同行等、居住地域において安心して生活するために必要な支援を行うよう努めること。
3 苦情・相談体制の整備	外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置等、体制を整備し、日本における生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努めるとともに、必要に応じ行政機関の設ける相談窓口についても教示するよう努めること。
4 教育訓練の実施等	教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。
5 福利厚生施設	適切な宿泊の施設を確保するよう努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、十分な機会が保障されるように努めること。

6 帰国及び在留資格の変更等の援助	・ 在留期間が満了し、在留資格の更新がなされない場合には、雇用関係を終了し、帰国のための手続の相談等を行うよう努めること。 ・ 外国人労働者が病気等やむを得ない理由により帰国に要する旅費を支弁できない場合には、当該旅費を負担するよう努めること。 ・ 在留資格の変更等の際は、手続に当たっての勤務時間の配慮等を行うよう努めること。 ・ 一時帰国を希望する場合には、休暇取得への配慮等必要な援助を行うよう努めること。
7 外国人労働者と共に就労する上で必要な配慮	・ 日本人労働者と外国人労働者とが、文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるよう努めること。
●解雇等の予防及び再就職の援助	
1 解雇	・ 事業規模の縮小等を行う場合であっても、外国人労働者に対して安易な解雇を行わないようにすること。
2 雇止め	・ 外国人労働者に対して安易な雇止めを行わないようにすること。
3 再就職の援助	・ 外国人労働者が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合により離職する場合において、当該外国人労働者が再就職を希望するときは、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めること。
4 解雇制限	・ 外国人労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間等、労働基準法の定めるところにより解雇が禁止されている期間があることに留意すること。
5 妊娠、出産等を理由とした解雇の禁止	・ 女性である外国人労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならないこと。また、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
●労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項	
1 労働者派遣	・ 派遣元事業主は、労働者派遣法を遵守し、適正な事業運営を行うこと。 ・ 従事する業務内容、就業場所、派遣する外国人労働者を直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を派遣する外国人労働者に明示する ・ 派遣先に対し、派遣する外国人労働者の氏名、雇用保険及び社会保険の加入の有無を通知する 等 ・ 派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは外国人労働者に係る労働者派遣を受けないこと。

2 請負	・ 請負を行う事業主にあっては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守すること。 ・ 雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所内である場合には、当該注文主が当該外国人労働者の使用者であるとの誤解を招くことのないよう、当該事業所内で業務の処理の進行管理を行うこと。また、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活支援等の職務を行わせること。 ・ 外国人労働者の希望により、労働契約の期間をできる限り長期のものとし、安定的な雇用の確保に努めること。
●外国人労働者の雇用労務責任者の選任	
外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任すること。	
●外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置	
1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項	・ 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。
2 技能実習生に関する事項	・ 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。
3 留学生に関する事項	・ 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るためには留学生の採用も効果的であることに留意すること。 ・ 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 ・ インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 ・ アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。

この指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html

トップページ > 政策について > 分野別の政策
> 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策



在留資格一覧表

※在留資格ごとに在留期間が定められています（令和2年3月1日現在）
 ※在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

●就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教 授	日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	大学教授等
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	作曲家、画家、著述家等
宗 教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など	5年（1号）又は無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、4月又は3月	企業等の経営者・管理者
法 律 ・ 会 計 業 務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	医師、歯科医師、看護師
研 究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文 知 識 ・ 国 際 業 務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年又は3月	外国の事業所からの転勤者
介 護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	介護福祉士
興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月又は15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技 能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特 定 技 能 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）又は熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年、1年又は6月（2号）、1年、6月又は4月（1号）	特定産業分野（左記14分野（2号は建設、造船・舶用工業のみ））の各業務従事者

●身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永 住 者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日 本 人 の 配 偶 者 等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永 住 者 の 配 偶 者 等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年又は6月	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	日系3世等

●その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技 能 実 習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
特 定 活 動 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P7※2を参照してください）。	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

●就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。

（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

参考

外国人の雇用に関する参考情報

労働基準関係

外国人労働者向けモデル労働条件通知書	労働条件をめぐるトラブル防止のためご活用ください。 （英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）	
外国語版モデル就業規則	就業規則をめぐるトラブル防止のためご活用ください。 （英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）	
外国人労働者の安全衛生対策について	外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。	

雇用管理関係

高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために雇用管理改善に役立つ好事例集	高度外国人材が雇用管理改善を望む事項についてのアンケートやそれを踏まえた企業の取り組みに対するヒアリング調査を行い、好事例をまとめています。	
外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック	留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくべき12のポイントをまとめています。	

生活支援関係

外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック	外国人が日本で生活するために必要な情報を掲載しています。	
----------------------------	------------------------------	---

●募集・採用時において

(Q1) 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。	求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。 また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。
(Q2) 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。	外国人を雇用する場合は、就労させようとする仕事の内容が在留資格の範囲内であるか、在留期限を過ぎていないかを確認する必要があります。また、採用決定後に在留カード等の提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとしてください。

●外国人雇用状況の届出について

(Q3) 雇入れの際、氏名や言語などから外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。	在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。
(Q4) 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。	指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。
(Q5) 短期のアルバイトで雇い入れた外国人の届け出は必要ですか。	必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。
(Q6) 届出期限内に同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出することはできますか。	可能です。外国人雇用状況届出書（様式第3号）は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。
(Q7) 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。	対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を受けていることも確認してください。

●社会保険などについて

(Q8) 外国人を雇用した場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。	労働保険や社会保険については、国籍に関わらず適用になります。
---	---------------------------------------

●雇用労務責任者について

(Q9) 雇用労務責任者はどのように選任すればよいですか。また、選任した際の手続きはありますか。	外国人労働者の雇用管理業務を担当する人事課長等を選任してください。専任者でなく、兼任としても差し支えありません。また、選任した後のハローワークへの届出などの手続きは不要です。
--	--

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

ご相談時の主な
アドバイス内容

- 労務管理、労働条件において、日本人と同じように対応しているかについて
- 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- 職場環境、生活環境への配慮について

出入国・在留などの手続きに関するお問い合わせ先

地方出入国在留管理局	所在地	電話番号
札幌出入国在留管理局	〒060-0042 札幌市中央区大通り西12丁目 札幌第三合同庁舎	011-261-7502(代)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	022-256-6076(代)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 港区港南5-5-30	0570-034259 (IP電話・海外から： 03-5796-7234)
成田空港支局	〒282-0004 成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	0476-34-2222(代)
	(審査管理部門)	0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041 大田区羽田空港2-6-4 羽田空港C1Q棟	03-5708-3202(代)
横浜支局	〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町10-7	045-769-1720(代)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 名古屋市港区正保町5-18	052-559-2150(代)
中部空港支局	〒479-0881 常滑市セントレア1丁目1番地C1Q棟3階	0569-38-7410(代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪市住之江区南港北一丁目29番53号	06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒549-0011 泉南郡田尻町泉州空港中一番地	072-455-1453(代)
神戸支局	〒650-0024 神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4411(代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852(代)
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-717-5420(代)
那覇支局	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4185(代)

インフォメーションセンター	所在地	電話番号
外国人在留総合インフォメーションセンター	仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、同局横浜支局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、同局神戸支局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に設置	0570-013904 (IP電話・PHS・海外 から:03-5796- 7112)
相談員配置先	札幌出入国在留管理局、高松出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局那覇支局に設置	

留学生の就職支援専用事前相談窓口

各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）では、「留学生の就職支援に係る専用窓口」を設置し、留学生や、留学生の雇用を予定している企業からの相談を受け付けています。詳しい内容は法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00014.html）をご参照ください。



技能実習の実施に関するお問い合わせ先

外国人技能実習機構地方事務所	所在地	電話番号
札幌事務所	〒060-0034 札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	011-596-6470
仙台事務所	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-4-1 読売仙台一番町ビル12階	022-399-6326
東京事務所	〒101-0041 千代田区神田須田町2-7-2 NKビル4階及び7階	03-6433-9211(総務課) 03-6433-9971(指導課) 03-6433-9975(認定課)
水戸支所（東京事務所）	〒310-0062 水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	029-350-8852
長野支所（東京事務所）	〒380-0825 長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	026-217-3556
名古屋事務所	〒460-0008 名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	052-684-8402
富山支所（名古屋事務所）	〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	076-471-8564(総務課・認定課) 076-481-7560(指導課)
大阪事務所	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	06-6210-3351(総務課・認定課) 06-6210-3722(指導課)
広島事務所	〒730-0051 広島市中区大手町3-1-9 鯉川広島サンケイビル3階	082-207-3123(総務課・認定課) 082-207-3126(指導課)
高松事務所	〒760-0023 高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	087-802-5850
松山支所（高松事務所）	〒790-0003 松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	089-909-4110
福岡事務所	〒812-0029 福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	092-710-4070
熊本支所（福岡事務所）	〒860-0806 熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	096-223-5372

外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーでは、専門的・技術的分野の外国人や外国人留学生を積極的に採用したい事業主の方からのご相談に無料で応じておりますので、ご活用ください。

専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

外国人雇用サービスセンター		所在地	電話番号
東京	東京外国人雇用サービスセンター	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階	0570-011000
愛知	名古屋外国人雇用サービスセンター	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階	052-855-3770
大阪	大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階	06-7709-9465
福岡	福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608

留学生の採用に関するご相談

新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）		所在地	電話番号
北海道	札幌新卒応援ハローワーク	〒060-8526 札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル9階	011-233-0222
宮城	仙台新卒応援ハローワーク	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12階	022-726-8055
茨城	土浦新卒応援ハローワーク	〒300-0805 土浦市穴塚1838土浦労働総合庁舎2階	029-822-5124 (32#)
埼玉	埼玉新卒応援ハローワーク	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセレント大宮ビル6階	048-650-2234
千葉	千葉新卒応援ハローワーク	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181 (45#)
千葉	まつど新卒応援ハローワーク	〒271-0092 松戸市松戸1307-1松戸ビル3階	047-367-8609 (48#)
東京	東京新卒応援ハローワーク	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03-5339-8609
神奈川	横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045-312-9206
新潟	新潟新卒応援ハローワーク	〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18新潟KSビル2階	025-241-8609
石川	金沢新卒応援ハローワーク	〒920-0935 金沢市石引4-17-1石川県本多の森庁舎1階	076-261-9453
静岡	静岡新卒応援ハローワーク	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル9階	054-654-3003
愛知	愛知新卒応援ハローワーク	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25ヤマイチビル9階	052-855-3750
三重	みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 三重県津市羽所町700アスト津3階	059-229-9591
京都	京都新卒応援ハローワーク	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ西館3階	075-280-8614
大阪	大阪新卒応援ハローワーク	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル18階	06-7709-9455
兵庫	神戸新卒応援ハローワーク	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー12階	078-361-1151
岡山	おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階	086-222-2904
広島	広島新卒応援ハローワーク	〒730-0011 広島市中区基町12-8宝ビル6階	082-224-1120
香川	高松新卒応援ハローワーク	〒760-0054 高松市常盤町1-9-1しごとプラザ高松内	087-834-8609
福岡	福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608
長崎	長崎新卒応援ハローワーク	〒852-8108 長崎市川口町13-1長崎西洋館3階	095-819-9000



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへ
お気軽にお問い合わせください。

外国人を雇用した時は…。

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方には、労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられていますので、外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります）。この場合は、出入国在留管理庁への届出は不要です。「外国人雇用状況の届出」の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

在留カードの偽変造防止対策について
ツイッターとフェイスブックでも公開中！

とりぶ

外国人を雇用する前に
しっかりと身に付けたい！

どこを見ればいいの？

「在留カード」の偽変造防止対策講座
－ 真偽の見分け方のキホン 1 限目 －

見分けるのに道具は必要？

パッと見て分かるものなの？



出入国在留管理庁 ツイッター

検索

http://twitter.com/MOJ_IMMI

出入国在留管理庁 フェイスブック

検索

<https://www.facebook.com/ImmigrationServicesAgency.MOJ/>

生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の皆さんへ～

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html

※ホームページの更新に伴い、URLは変更となる場合があります。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri15_00026.html

※ホームページの更新に伴い、URLは変更となる場合があります。



出入国在留管理庁のホームページはこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

お問合せはこちらへ

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8:30 ～ 17:15）

TEL 0570-013904

（IP 電話・PHS からは 03-5796-7112）又は最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止に
ご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。



不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1

不法滞在者や被退去強制者が働くケース

（例）・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2

出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

（例）・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3

出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

（例）・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意！



事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金
（外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。）
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- 外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒30万円以下の罰金

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください！

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。**特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。**所持していなくても就労できる場合については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

出入国在留管理庁

ポイント ① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→

原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

出入国在留管理庁ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」といいます。)の番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽変造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、次ページの「在留カード真偽判断4つのポイント」についてもご確認ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

在留カード等番号失効情報照会ページ <https://lapse-immi.moj.go.jp/>



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2019年6月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		

※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

ポイント ② 在留カード裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

ポイント1で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」

(①については、複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」

(②については、地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

(③については資格外活動許可書を確認してください。)

ポイント ③ ※ 仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免許可書を所持している人は、入管法違反の疑いで出入国在留管理庁による退去強制手続中であるか、既に退去強制されることが決定した人で、いずれも本来であれば入管の収容施設に収容されるべきところ、健康上の理由等、様々な事情により、一時的に収容を解かれている人です。

仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」という条件が付されている場合は、就労することができず、許可書にこの条件が記されていない場合には、在留カードを見ながら、上記のポイント1及び2により、就労可能かどうか、よく確認してください。

別記第六十七号様式 (第四十九条関係)	
(表)	
日本国政府法務省	
仮放免許可書	
出入国在留管理庁(第四十九条関係)第2項の規定により、仮放免します。	
1 氏名 Taylor Carly	
2 生年月日 1985 年 1 月 1 日	
3 国籍・地域 ○○国	
4 住居地 東京都港区港南5丁目5番30号	
5 仮放免の条件: 裏面に記載のとおり。	
出入国在留管理庁	入国審査官
入管 太郎	

(裏)	
仮放免の条件	
(1) 住居地 表記住居地に同じ	
(2) 行動範囲 住居地の都道府県及び○○出入国在留管理局出頭の際の出頭経路	
(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。	
(4) 仮放免の期間 平成30年5月10日から平成30年○月○日まで	
(5) その他 職業又は報酬を受ける活動に従事できない	
ア 申請を受理するときは、あらかじめ入国審査官又は主任審査官の承認を受けなければなりません。	
イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国審査官又は主任審査官の承認を受けなければなりません。	
ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没収することがあります。	
エ 出頭の日は、本許可書を持参してください。	

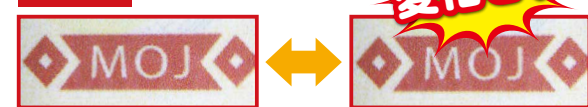
在留カード真偽判断4つのポイント 外国人を雇用する際に必ず御確認ください!

ポイント ① 「MOJ」の周囲の絵柄の色の变化を確認

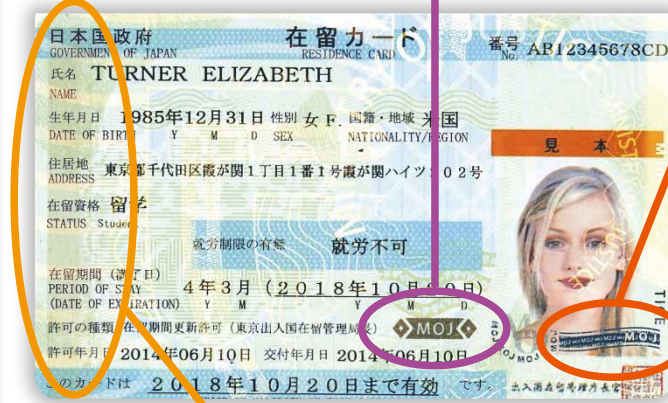
カードを上下方向に傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄の色が**グリーンからピンク**に変化します



偽造例



変化せず



ポイント ③ 左端の縦型模様色の变化を確認

カードを上下方向に傾けると、色が**グリーンからピンク**に変化します



偽造例



変化せず

ポイント ② 顔写真下のホログラムの变化を確認

銀色のホログラムは、見る角度を 90° 変えると、**文字の白黒が反転**します



偽造例

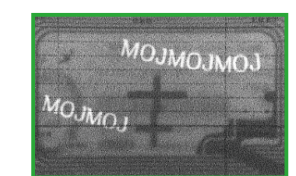


変化せず



ポイント ④ カード裏面の透かし文字を確認

暗い場所でカードをおもて面側から強い光を直に当てて透かしを見ると、「**MOJMOJ・・・**」の文字が見えます



偽造例



見えず

外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人雇用状況届出は インターネットで、いつでも申請できます！

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

申請には「インターネット」が便利です、是非ご活用ください。

◇ インターネットなら、24時間、365日いつでも申請可能！

※ ただし、毎週日曜日の22時から翌日の8時までの間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。

◇ 時間とコストをかけずに申請できます！

ハローワークに来所いただく手間がかかりません。

◇ 複数の外国人の届出をまとめて申請できます！

◇ 届出情報をインターネットで確認・修正できます！

ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.go.jp/>) の
「事業主の方」または「申請等をご利用
の方へ」のページ内にある「外国人雇用
状況届出」から利用することができます。



または、外国人雇用状況届出システムで
検索できます。

外国人雇用状況届出システム

検索

※ 外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」はこちら（厚生労働省HPからリンク）に掲載しています。
https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/gaikokujin_koyoujyoukyoutodokede_sousamanyuaru_.pdf

※ 雇用保険被保険者となる外国人の場合、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出を行ったことになります。

※ これまでに雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届および外国人雇用状況届出書などの届出用紙により、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDおよびパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LL010514外01

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した**就労環境の整備**を行い、**外国人労働者の職場定着**に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

支給額

生産性要件（※）を満たした場合	生産性要件（※）を満たしていない場合
支給対象経費の 2 / 3 (上限額72万円)	支給対象経費の 1 / 2 (上限額57万円)

※ 生産性要件については、厚生労働省HPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

対象となる経費

「支給対象経費」は、以下の経費を対象とします。

- ① 通訳費 ② 翻訳機器導入費（上限10万円） ③ 翻訳料
④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料
（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）
⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

具体的な取組（就労環境整備措置）

必須メニューAとBに加え、選択メニューの①～③いずれかを実施する必要があります。

必須メニュー

A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月間ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。
B 就業規則等の社内規程の多言語化	「就業規則等の社内規程」の全てを多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知する。

選択メニュー

① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により、苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、苦情・相談に応じる。
② 一時帰国のための休暇制度	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇が取得できること。
③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化	「社内マニュアルや標識類等」を多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知する。

離職率要件とその他の支給要件

- ▶ 次の「**外国人労働者離職率**」と「**日本人労働者離職率**」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が、上昇していないこと。

- ▶ **外国人雇用状況届出**（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。

支給までの流れ

①就労環境整備計画を作成・提出 【計画期間：3か月以上1年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

②対象となる就労環境整備措置の導入

「具体的な取組（就労環境整備措置）」の選択メニュー①、②は、労働協約または就業規則に明文化することが必要です。

③就労環境整備措置の実施

②で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

（計画期間終了から1年）

④支給申請

算定期間（計画期間終了後1年）が終了して2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

⑤助成金の支給

※ 計画や申請書類の提出は決められた期限内に都道府県労働局等へ提出する必要があります。
なお、郵送の場合、計画や申請書類は決められた期限までに到達している必要があるため、余裕を持ってご提出ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取扱いがあります。
ご不明な点や詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）までお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00008.html

人材確保等支援助成金 外国人労働者

検索

※ 詳細はポータルサイトの検索窓口で検索するか、QRコードからアクセスください。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

